

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名：茨城県
農業委員会名：水戸市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	19
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	4
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	20	20	17

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	3,646
農業経営体数	2,129

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,375
女性	978
40代以下	132

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	307
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	18
農業参入法人	33
集落営農経営	14
特定農業団体	0
集落営農組織	14

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,940	2,010	2,010	0	0	5,950

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	5,950 ha	2,144.8 ha	36.0 %
課題	令和3年11月に市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、令和13年度の集積率の目標を52%としている。農業従事者の高齢化や地域における深刻な後継者不足等により、集積が思うように進んでいないことから、引き続き関係機関等と連携を図るとともに、農地中間管理事業をはじめとするあらゆる農地集積活動に積極的に取り組んでいく。		

- ※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入
※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和13年度	集積率	52 %
今年度の新規集積面積	145.0 ha	農地面積(C)	5,950 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	2,289.8 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	38.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	254.4 ha	110.0 ha	144.4 ha
課題	耕作条件が悪いなど、農地中間管理機構の借受基準を満たしていない農地が多く、事業の活用が出来ないため、解消が進まない。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	140 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	28 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	148 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	再生可能な「まとまりのある遊休農地」について、基盤整備等の導入により解消を進める。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	10.7 ha
---------------------------	---------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者	
	7	経営体	8	経営体	8	経営体
	2.6	ha	6.1	ha	16.0	ha
課題	依然として担い手や後継者が不足している厳しい状況が続いていることから、市と連携して新規参入を促進する支援やそれに繋がる周知等を図っていく必要がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度		令和4年度		令和5年度		平均	
	208	ha	177	ha	159	ha	181.3	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			18.2		ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8	日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	24	人
			農地利用最適化推進委員の人数	20	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月～8月	新規参入の促進	農業行政部署及び関係機関等と協力体制しながら、農業委員及び推進委員との連携を図ることで、新規参入希望者へ情報提供やきめ細やかな支援活動を行う。
9月～10月	遊休農地の解消	農地バトロールを実施することにより、遊休農地の発生の抑制を図るとともに、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判定を、より積極的に進める。
11月～12月	農地の集積	農地所有者等の経営意向を把握するとともに、関係機関等との連携を図ることで、農地中間管理事業を活用した担い手の農地集約を、より効果的に進める。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1	回
---------------	---	---

開催時期	6月～12月	相談会名	就農セミナー・相談会
参加者数	2名以上	開催場所	市内
相談会の内容	新規参入を希望する方が、農業に関する基本的な知識を深めるとともに、就職・就農に向けた準備や心構えを得るためのセミナー・相談会等。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)